

第5章 基本的な考え方

1 基本理念

富士吉田市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本理念はこれまでの計画を踏襲し、

基本理念

**「ともに支え合い、住み慣れた地域で
安心して暮らし続けるまちづくり」**

とします。

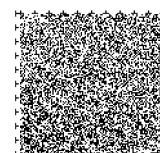
障害者基本法に掲げられているように、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」ことが望まれています。そして、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現することが、障害者福祉の基本的な理念とされています。

この共生社会が実現できれば、障害のある人もそうでない人も、地域全体で同じように、お互いの意思を尊重し合いながら、安心して健やかに暮らし続けることができると考えられます。そのため、本市では、この計画の基本理念を「ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくり」としました。

第6次富士吉田市総合計画（2018年度～2027年度）では、市の将来の都市像である「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田」を実現するための施策の大綱のひとつとして、「安心で健やかな暮らしを支える『保健・医療・福祉』の向上」を掲げ、富士吉田市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、第6次富士吉田市総合計画における部門計画として、総合計画の施策体系である「自立の支援」と「地域ネットワークの充実」に向けた取組を進めていきます。

また、令和4年に行われた第6次富士吉田市総合計画の中期見直しの際の市民アンケートでは、SDGs 目標達成に向けて特に関心のある及び自ら実践してみたいと思う「目標」の項目において、「3. すべての人に健康と福祉を」が最も多く支持されています。

この結果を踏まえ、市では年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが健康で生き生きと暮らせるよう、偏りのない保健・医療・福祉の仕組みを、時代環境の変化に適合した形で柔軟に見直しながら探求していきます。また、公的施策だけでなく、市民がお互いに支え合うことで、幸福を分かち合えるような温かい社会を築いていきます。



2 4つの基本方針

障害者福祉の基本的な理念である地域における共生社会の実現について、障害者基本法では以下のような点が重要であるとしています。

1. 社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
2. 可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
3. 可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

富士吉田市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、障害者基本法で掲げられた3つの事項を旨とし、計画の基本理念である「ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくり」を実現するため、以下の4つの基本方針を定めることとします。

基本方針 1

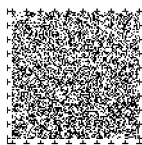
障害者の意思が尊重され自分らしく暮らせるまちづくり

どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保するためには、本人が意思決定できる環境を整えながら、地域社会における生活で生じる、障害があることによる不便さや社会的障壁※を取り除いていく必要があります。

そのために、個々の障害の状態や特性、ライフステージに応じた適切なサービスを途切れることなく受けることができる体制づくりや意思決定のための支援、また、身近な家族や友人たちとともに住み慣れたまちで暮らし続けていくための生活支援や保健・医療の充実、さらには、今後想定される富士山の噴火や大規模地震など、災害発生時の支援体制についても整備する必要があります。

※社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（障害者基本法第2条）



基本方針 2**社会参加、生きがいを得られる機会づくり**

障害者及び障害児等が、こころの豊かさを育み、生活の質を向上させるためには、社会を構成する一員として様々な活動に参加し、自らの個性や能力を発揮する機会を得ることが不可欠です。学校で学んだり、働きに出かけたり、地域における活動に参加したりすることは、本人の生きがいにもなり、また家族や友人など、周りの人々にも良い影響を及ぼします。

そのためには、本人の希望が可能な限り叶えられるよう、身近な地域での教育・就労の機会や様々な地域活動の場が設けられ、参加に必要なサービスが提供されるなど、社会参加の機会づくりに取り組む必要があります。

基本方針 3**ともに認め、支えあう共生の地域づくり**

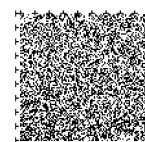
共生社会を実現していくためには、障害の有無に関わらず、全ての人が障害者及び障害児等や障害について深く理解し、正しく認識し、お互いの個性を尊重し合うことが重要です。

そのためには、きめ細かな啓発活動や共生教育、交流活動などの機会を通じて、正しい理解と認識を深めるとともに、障害のある人もない人も互いにコミュニケーションを取ることで、日ごろから理解を深めていくことが大切となります。そうして培われた信頼関係に基づいて、ともに助け合い、支え合う、暮らしやすい地域を築く活動へとつなげていく必要があります。

基本方針 4**切れ目ない支援による未来を描ける環境づくり**

障害者及び障害児等が将来を通じて住み慣れた地域で暮らしていくためには、安心して生活できる場の確保や地域での支援体制の充実が不可欠となります。

障害者及び障害児等が可能な限り自らの希望に基づいて生活が続けられるよう、障害者及び障害児等の意思決定の重要性を認識した上で、必要な支援を行い、本人の意思が尊重されたサービスの提供が受けられ、自立した生活が続けられるよう、個々のニーズに沿った包括的な支援体制の整備や地域に根ざした福祉サービスの充実を図ることが必要となります。



3 施策体系

基本理念

基本方針

ともに支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくり

1

障害者の意思が尊重され、自分らしく暮らせるまちづくり

2

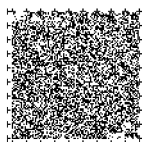
社会参加、生きがいを得られる機会づくり

3

ともに認め、支えあう共生の地域づくり

4

切れ目ない支援による未来を描ける環境づくり



施策の方向

(1)
保健・医療サービスの充実

- ・医療費負担の軽減
- ・障害の予防・早期発見
- ・医療的ケア児や難病者の医療連携

(2)
権利擁護の支援体制の確立

- ・虐待、差別防止に努める
- ・成年後見制度の周知

(3)
災害対策の推進

- ・災害時の備え
- ・速やかな避難の備え

(1)
移動手段の拡充

- ・移動に関する制度の周知・利用促進
- ・障害者の移動手段の拡充

(2)
就労の促進

- ・障害者の雇用促進
- ・優先調達の推進

(3)
生涯学習の推進

- ・生きがいづくりの推進
- ・サークル活動の支援

(4)
障害児の療育・教育の充実

- ・子どもの専門的な支援の場の確保
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・親同士のつながりの場の提供

(1)
普及・啓発活動の推進

- ・正しい知識の普及と理解の促進
- ・地域住民との交流の推進
- ・福祉教育の推進

(2)
地域全体で支えるネットワーク体制づくり

- ・関係機関のネットワークの強化
- ・地域生活支援拠点等事業の促進
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3)
情報保障・意思疎通の支援

- ・聴覚障害者等への情報保障
- ・視覚障害者への情報保障

(1)
相談体制の充実

- ・相談しやすい窓口の充実
- ・障害者の総合相談窓口の活用

(2)
住みよい地域をめざした福祉サービスの充実

- ・生活に必要なサービスの確保
- ・障害特性等に的確な支援ができる人材の育成
- ・手当等により生活の質の向上や家族の介護負担軽減

(3)
地域で暮らし続けるための環境整備

- ・住みよいまちづくり
- ・安心・安全な生活環境の整備

